

浜松市海外ビジネスサポートデスク

最新ニュース

2025年2月6日

海外デスク紹介



マレーシア /クアラルンプールデスク



マレーシア クアラルンプールデスク（石井、松本）

マレーシア クアラルンプールオフィスは、KLIA（クアラルンプール国際空港）からの直結電車が発着するKL Sentral駅から徒歩5分ほどの場所にあるPLAZA SENTRALというオフィスビル内に入居しております。

現在、公認会計士資格を保有する駐在員3名を含む日本人スタッフ6名と、マレーシア公認会計士・税理士等の専門資格を保有するマレーシア人3名を含むマレーシア人スタッフ37名、合計40名の陣容で、会計・税務・会社設立・ライセンス関連の専門サポートをさせていただいております。

昨今は、日系企業によるマレーシア進出が非常に増えており、クアラルンプールデスクへの問い合わせも多くなっております。

マレーシアの経済首都であるクアラルンプールには、マレー系・中華系・インド系の三つの人種で構成されるマレーシア人はもとより、各国からの駐在員も多数在住する国際都市となっています。

Point!!



浜松市海外サポートデスクには日本人の専門家が常駐しておりますので、日本語でのお問い合わせ・ご相談が可能です。
現地の最新の情報や、お困りごと等があればお気軽にご相談ください。

浜松市海外ビジネスサポートデスク

最新ニュース

2025年2月6日

よくあるご質問

Q：マレーシアの進出形態を教えてください。

マレーシアでは、主に駐在員事務所・支店・法人という下記3つの進出形態が想定されます。

	メリット	デメリット	その他
駐在員事務所	資本金は不要。	設立期間はMIDA宛提出から3-4か月ほどであり、支店・法人設立と比較して長い。	年間RM300,000の支出が求められ、年次でのExpense Reportの提出（MIDA宛）が必要。
	法人税申告・監査は基本的には不要。	売上が発生する営業活動は不可。	
		許認可期間は通常1-2年であり、更新はできるものの通常は最大で5年。	
		以下の活動に制限される。 ・事業活動に関する計画・調整等 ・マレーシアのマーケット調査・分析・事業化に関するフィージビリティスタディの実施 ・サプライヤー等の開拓 ・利益を生じさせない研究開発活動	
支店	資本金は不要。	発生した損益は親元法人に帰属するため、法人税申告に際しては、一時的に親元法人及び馬国の両国での二重課税状態になる。	・設立期間は1-1.5か月ほど ・ビジネスライセンス取得が必要 ・監査、税務申告が必要
		親元法人所在国の法人税率がマレーシア国より高い場合、最終的にはマレーシアの税率を享受できず不利益になる。	
		税務調査やその他裁判などが発生する際に、本社に影響が及ぶ可能性がある。	
		事業活動やライセンスで制限を受ける業種が多い。	
法人	法人税計算が支店と比較してシンプル（親会社との合算は不要、二重課税問題は発生せず）	資本金が必要。（業種により最低資本金規制あり。EP取得する前提の場合は最低でもRM50万が必要）	
	条件を満たせば、税制優遇等の優遇策を受けることが可能。		
	ライセンスを取得できれば、外資規制に抵触しない限りどんな業種でも行うことができる。		

マレーシアの会社法上は、上述の通り支店形態は存在しますが、短所に焦点が当たり支店形態での進出はほとんど実例がなく、実際に設立しようとしても当局担当者も探り探りでの対応となるケースが多く、開設に長期を要することがあります。また、駐在員事務所の場合は、銀行口座の開設に時間がかかるケースが多く、その他当局手続きに時間がかかることも多いため、進出が決まっている場合は法人設立を軸に検討をするケースが多くあります。

マレーシア進出をスムーズに進めたい場合、まずは法人設立を視野に、具体的なスケジュール感の把握が重要になります。